

**瀬戸・高松広域定住自立圏の形成に関する協定の
一部を変更する協定書**

平成23年1月14日

高松市・直島町

瀬戸・高松広域定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する
協定書

高松市（以下「甲」という。）と直島町（以下「乙」という。）は、平成22年1月14日付で締結した瀬戸・高松広域定住自立圏の形成に関する協定書に関し、次の条項によりその一部を変更する協定を締結した。

第3条第1号ア(ア)b(c)中「高松市国民健康保険香川病院」を「高松市民病院附属香川診療所」に改め、同号ア(イ)を次のように改める。

(イ) 救急医療体制の確保

a 取組の内容

圏域の救急医療体制を確保するため、休日在宅当番医制および病院群輪番制の実施について支援するとともに、島しょ部における救急医療体制を確保するため、迅速かつ確実な海上搬送体制を整備する。

b 甲の役割

(a) 社団法人高松市医師会が実施する休日在宅当番医制および高松市民病院等が実施する病院群輪番制について支援する。

(b) 島しょ部における救急患者の海上搬送体制を整備する。

c 乙の役割

(a) 社団法人高松市医師会が実施する休日在宅当番医制および高松市民病院等が実施する病院群輪番制について支援する。

(b) 島しょ部における救急患者の海上搬送に關し、必要な措置を講ずる。

第3条第1号エ(ア)a中「海外」を「国内外」に改め、同号エ(ア)b(b)中「海外」を「国内外」に、「作成し、圏域全体を対象とした観光情報を発信する」を「作成するほか、圏域の魅力を発信するための取組を企画・実施する」に改め、同号エ(ア)c(c)中「英語版ホームページを」を「甲が実施する圏域の魅力を発信するための取組について、広報媒体を使用して広く周知するとともに、英語版ホームページを」に改め、同条第2号オ(ア)a中「児童、生徒

等」を「住民」に改め、同号オ(ア) b を次のように改める。

b 甲の役割

甲が設置する高松市文化芸術ホール（サンポートホール高松）等を活用した文化芸術事業を主催し、圏域内の児童、生徒等を招待するとともに、圏域内の公民館等への出前公演を行い、住民に文化芸術の鑑賞機会を提供する。

第3条第2号オ(ア)c 中「観劇」を「鑑賞」に、「講ずる」を「講ずるとともに、甲が実施する出前公演に対し、協力団体の募集等を行う」に改め、同号カに次のように加える。

(エ) 環境学習の推進

a 取組の内容

環境意識の向上を図るため、環境学習を通じた圏域住民の交流を推進する。

b 甲の役割

圏域住民を対象とした環境学習講座、環境プラザ出前講座等を開催する。

c 乙の役割

甲が実施する講座について、乙の区域内の住民に周知するほか、開催に当たり必要な措置を講ずる。

(オ) 環境負荷の少ない自動車の普及促進

a 取組の内容

低炭素社会の実現を目指すため、環境負荷の少ない自動車の普及促進を図る。

b 甲の役割

環境負荷の少ない自動車の普及を促進するための取組を実施する。

c 乙の役割

甲が実施する取組について、乙の区域内の住民に対し、周知・啓発を行う。

(カ) 地域密着型トップスポーツチームの試合観戦機会等の提供

a 取組の内容

圈域内の児童、生徒等に甲の区域内を拠点として活動している地域密着型トップスポーツチーム（以下「トップスポーツチーム」という。）の試合観戦の機会を提供する。

b 甲の役割

トップスポーツチームの試合の観戦イベントを企画・実施し、圈域内の児童、生徒等を招待する。

c 乙の役割

甲が実施する観戦イベントについて、乙の区域内の児童、生徒等に周知するほか、当該児童、生徒等の観戦について必要な措置を講ずる。

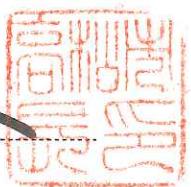
この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成23年1月14日

甲 高松市

高松市長

大西秀人



乙 直島町

直島町長

瀬川孝夫

